

## 「新国立競技場の建設予定地（旧明治公園）の明渡しについて」

旧明治公園に起居する野宿者の方々については、これまで公園の管理者であった東京都において、関係法令に基づく公園からの退去と合わせて、ホームレスの自立の支援に関する特別措置法に基づき、福祉施設等を活用して自立を促してこられました。

また、当センターといたしましても、明治公園跡地を新国立競技場の工事用地として使用することから、整備事業について説明し、工事開始前までに立ち退いていただきたいと、2年半の間、繰り返しお願いしてまいりました。

しかしながら、この間に野宿者の方々に立ち退いていただけなかったことから、当センターとしては、新国立競技場の完成を2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に確実に間に合わせるため、3月中旬に仮処分の申立てを行い、本日、裁判所の仮処分決定に基づく執行官による明渡しを受けました。

当センターとしては、今後も、関係閣僚会議において策定された整備計画を踏まえ、内閣官房、文部科学省、東京都などの関係機関と連携しながら、新国立競技場整備事業を安全・確実に進めてまいります。

平成28年4月16日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

理事長 大東 和美